

【参考資料】

神戸市事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会に関する規則

平成 16 年 4 月 16 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市行政評価条例(平成 16 年 3 月条例第 59 号)第 5 条第 9 項の規定に基づき、事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第 4 条 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

(庶務)

第 5 条 事務事業外部評価委員会の庶務は行財政局において、建設事業外部評価委員会の庶務は建設局において処理する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。

建設事業外部評価委員会細則

(目的)

第1条 本細則は、神戸市事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会に関する規則第6条に基づき、建設事業外部評価委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(会議の公開等)

第2条 委員会の会議は傍聴により原則公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部または一部を非公開とすることができる。

2 傍聴について必要な事項は、建設事業外部評価委員会傍聴要領により定めるものとする。

3 委員会の会議内容は、審議終了後、議事要録等により会長の承認を得て発言者の氏名を伏して公表するものとする。

4 市長に意見具申を行った場合は、その内容を公表するものとする。

(委員会の庶務)

第3条 委員会の庶務は、建設局道路部技術管理室が総括し、対象事業関係部局が参画し処理するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項は会長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この細則は、平成16年6月3日から適用する。

大規模の建設事業の行政評価実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、神戸市行政評価条例施行規則第 2 条に規定する大規模の建設事業の行政評価（以下「評価」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(評価を実施する時期)

第 2 条 評価を実施する時期は、下記のとおりとする。

- (1) 行政評価条例施行規則第 2 条 (1) に該当する事業の評価を実施する時期は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (2) 行政評価条例施行規則第 2 条 (2) に該当する事業の「未着手」の定義、評価を実施する時期は、その事業に関係する所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (3) 河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会等が設置され、河川整備計画の策定・変更中である河川事業については、本要領第 4 条の規定を適用し、運用細目を定めるものとする。
- (4) 社会資本整備総合交付金事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱及び国土交通省事務次官通知（国官会第 2318 号平成 22 年 3 月 26 日）に準拠するものとする。

(評価の方法)

第 3 条 評価の方法とは評価の手法、視点、対応方針の考え方等を指し、下記のとおりとする。

- (1) 行政評価条例施行規則第 2 条 (1) に該当する事業にかかる評価の方法は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (2) 行政評価条例施行規則第 2 条 (2) 及び (3) に該当する事業にかかる評価の方法は、その事業に関係する所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。

(運用細目)

第 4 条 各事業の行政評価に関する運用細目が必要な場合は、各事業の所管局が事務局と調整して定めるものとする。

(事務局)

第 5 条 本要領の事務局は建設局道路部技術管理課におく。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

大規模の建設事業の行政評価実施要領とその解説

(目的)

第 1 条 この要領は、神戸市行政評価条例施行規則第 2 条に規定する大規模の建設事業の行政評価（以下「評価」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

【行政評価条例施行規則】第 2 条(大規模の建設事業)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定める大規模の建設事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 国庫補助を受けて実施する建設事業のうち、実施を決定した後実施機関が定める期間未着手であるもの及び実施機関が定める期間継続中であるもの
- (2) 神戸市民の意見提出手続に関する条例(平成 16 年 3 月条例第 57 号)第 2 条第 4 号ウに規定する大規模の建設事業のうち、実施を決定した後 5 年間未着手であるもの及び 10 年間継続中であるもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、社会経済情勢の変化等により実施機関が必要があると認める建設事業

1. 評価の対象となる事業は、条例、規則において定められているとおりであり、対象となる事業の行政評価の実施は、平成 16 年 6 月 1 日建設局長決定の「大規模の建設事業の行政評価実施フロー」により運用されていたが、評価の時期や方法等についてより明確化を図る。
2. 行政評価条例施行規則第 2 条（3）は、社会資本整備総合交付金事業を含む。

(評価を実施する時期)

第 2 条 評価を実施する時期は、下記のとおりとする。

- (1) 行政評価条例施行規則第 2 条（1）に該当する事業の評価を実施する時期は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (2) 行政評価条例施行規則第 2 条（2）に該当する事業の「未着手」の定義、評価を実施する時期は、その事業に係る所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- (3) 河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会等が設置され、河川整備計画の策定・変更中である河川事業については、本要領第 4 条の規定を適用し、運用細目を定めるものとする。
- (4) 社会資本整備総合交付金事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱及び国土交通省事務次官通知（国官会第 2318 号平成 22 年 3 月 26 日）に準拠するものとする。

1. 本条（1）は国庫補助事業の再評価及び再評価以降の評価の実施時期を定めている。
2. 本条（2）は国庫補助事業以外の事業の再評価の実施時期を定めている。
3. 国においては、河川法に基づいた委員会等が設置された河川事業は特別な措置がなされていることなどから、細目を定めて運用を図ることとした。

4. 国庫補助事業以外の事業の再評価以降の評価の実施については、条例上、特に規定はないが、行政評価条例第3条第3項の趣旨を尊重し、実施機関としての所管局が、その必要性を検討し決定しなければならない。
5. 本条（4）は、事後評価及び中間評価の運用について定めている。

（評価の方法）

第3条 評価の方法とは評価の手法、視点、対応方針の考え方を指し、下記のとおりとする。

- （1）行政評価条例施行規則第2条（1）に該当する事業にかかる評価の方法は、国の定める各省庁所管の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。
- （2）行政評価条例施行規則第2条（2）及び（3）に該当する事業にかかる評価の方法は、その事業に係る所管省庁の実施要領及び各事業の実施要領細目等に準拠するものとする。

1. （1）について、国庫補助事業は、国の方法に準拠することを示している。
2. （2）について、国庫補助以外の事業についても、国の各事業の方法に準拠することを示し、国のいずれの事業にも該当しない場合は、評価の主旨を適切に反映した同様の事業を選択して、その評価方法に準拠することを示している。特に、社会資本整備総合交付金事業の中間評価及び事後評価の方法等は、国土交通省事務次官通知（国官会第2318号平成22年3月26日）に準拠するものとする。

（運用細目）

第4条 各事業の行政評価に関する運用細目が必要な場合は、各事業の所管局が事務局と調整して定めるものとする。

1. 「河川法に基づいた委員会等が設置された河川事業」は、第2条(3)のとおり本条を適用し運用を図ることとした。
2. 県・市共管事業等、実施機関による行政評価主体の調整が必要なものがあることから、同様に運用細目を定めることができることとする。
3. 事業継続中に補助事業手法の変更による評価方針の変更があることにも対応する。

（事務局）

第5条 本要領の事務局は建設局道路部技術管理課におく。

1. 本要領に定めのないこと、疑義がある場合などは所管局が、大規模の建設事業の評価に関する附属機関である「建設事業外部評価委員会」の総括事務局である技術管理課と相談して解決を図っていく。

附則

（施行期日）

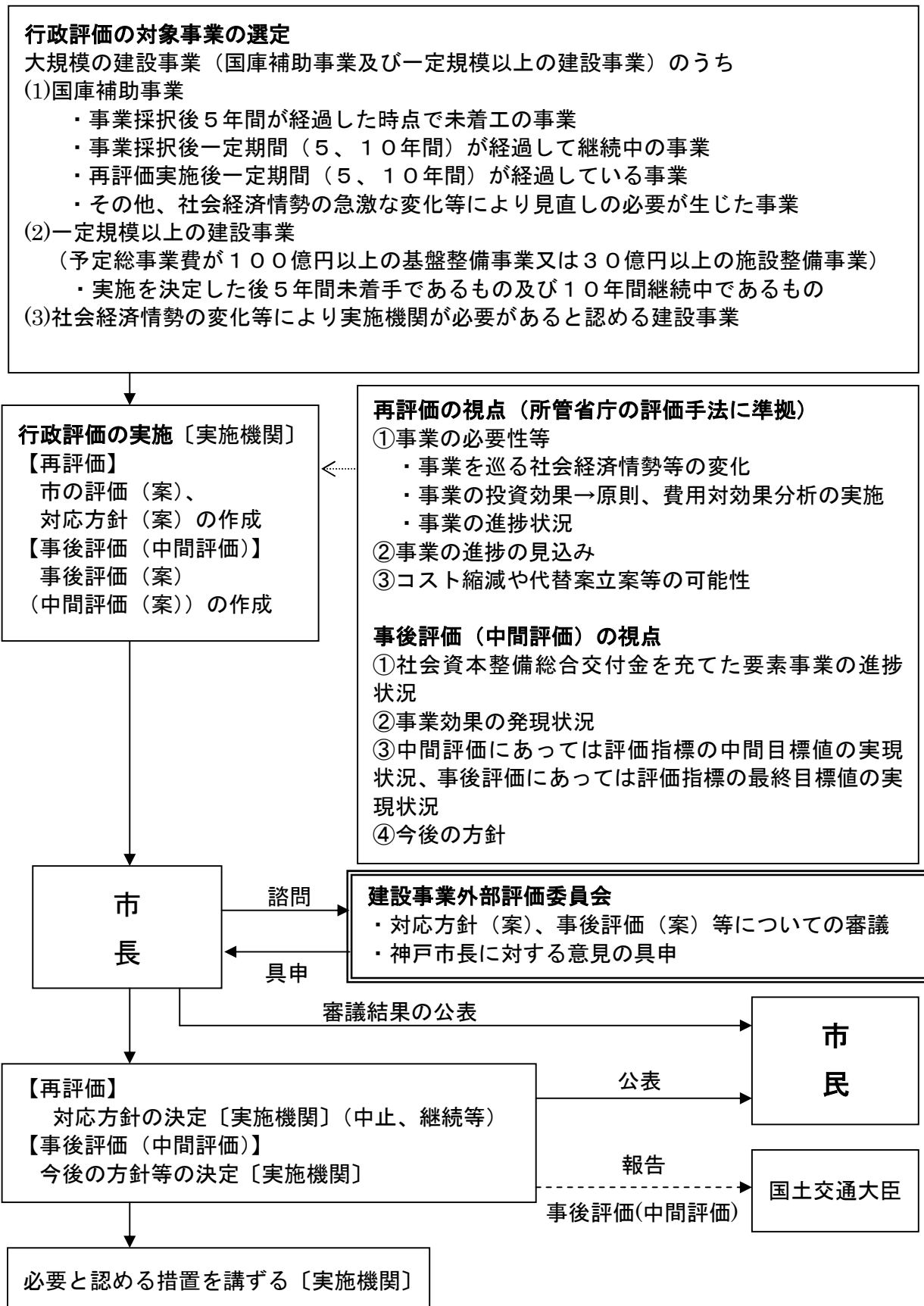
この要領は、平成20年5月26日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

大規模の建設事業の行政評価実施フロー



（神戸市行政評価条例第 6 条第 2 項に基づき、市民は、行政評価の制度、結果その他の事項について、実施機関に意見を述べるができる。）

建設事業外部評価委員会傍聴要領

平成16年6月3日
建設事業外部評価委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設事業外部評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 報道関係者以外で委員会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。

3 報道関係者は記者腕章を着用し記者席で傍聴することができる。

(傍聴章の交付)

第4条 傍聴章は、委員会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴できる者の定員は20人以内とする。

(傍聴章の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 議事に影響を与えると判断される者、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)委員会の秩序を乱す行為、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、委員会において撮影、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 委員会が会議を非公開と決定した場合は、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したと議長が判断したときは、議長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附則

この要領は、平成16年6月3日から適用する。